

令和 8（2026）年度
学習院大学大学院
法学研究科 博士前期課程
試験区分（一般入試）
入学試験問題

〔6〕 試験 ※外国人受験者の学力試験については、別に定める内規によります。

筆記試験	※ 専攻／選択科目 試験 9：00～10：40	イ) <u>憲法</u> 、国際法、行政法、民法、商法、 <u>刑法</u> 、刑事訴訟法、民事訴訟法、租税法、労働法、知的財産法、経済法、国際私法、法哲学、英米法、ドイツ法、フランス法のうちから、本研究科において専攻を志望する科目（専攻科目）と、そのほかに1科目、計2科目を選択して受験してください（ドイツ法、フランス法は専攻科目としては選択できません）。 ロ) 六法の使用を認める試験科目については、本学備え付けの六法を貸与します。
	※ 語学試験 10：50～12：30	イ) <u>英語</u> 、ドイツ語、フランス語のうち、あらかじめ届け出た1か国語を受験してください。 ロ) 辞書は、外国語の辞典を各自が持参してください。（電子辞書の使用は不可。紙媒体の辞書のみ使用可能）
	面接試験 13：30～	面接を行います。

※下線の引かれている問題があります。

令和 8 (2026) 年度

学習院大学大学院
法学研究科 博士前期課程

一般入試問題

1 時限目

憲法

1. 解答用紙は、裏面の使用を認める。
2. 解答用紙の追加を認めない。
3. 本学備え付け六法の使用を認める。

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号		フリ ガナ	
								氏 名	
試 験 科 目	令和8年度 一般入試			備 考	問 題 用 紙		採 点 欄		
	憲 法								

インターネット上の誹謗中傷などの有害情報の流通は、深刻な社会問題となっている。発信者情報の開示をめぐっては、これまでも累次の法的対応が講じられてきた。しかし、誹謗中傷に関する相談件数は依然として高止まりしており、被害者が最も求める内容は投稿の削除である。

このような状況を背景として、プラットフォーム事業者に対し、誹謗中傷に当たる投稿への削除申請に迅速に対応し、その運用状況を透明化することを求める法的仕組みを設けることの是非について、過去の最高裁判例に照らし、憲法21条の表現の自由との関係から検討せよ。

學習院大學大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法律学専攻	受験番号	フリガナ	
							氏名	
試験科目	令和8年度 一般入試 憲 法			備考	解 答 用 紙		採点欄	

[illegible]

學習院大学大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法律学専攻	受験番号		フリガナ	
								氏名	
試験科目	令和8年度 一般入試 憲 法			備考	解 答 用 紙			採点欄	

[illegible]

令和 8（2026）年度 法学研究科 博士前期課程一般入試

試験科目：専攻科目（憲法）

◆出題の意図

今年度の法学研究科博士前期課程一般入試における専攻／選択科目試験（憲法）の出題意図は、出願者が法学研究科のアドミッション・ポリシーに示される能力と資質を既に一定程度有しているかを確認し、かつ入学後にカリキュラム・ポリシーに基づく指導を受けることで最終的にディプロマ・ポリシーが定める学修成果を修得できる潜在的能力を持つ合格者を選抜するところにあった。本研究科は、法律学に関する基礎的な学力を備え、法的問題について多様な意見や立場を理解しながら検討することができ、さらに高度な知識と研究手法を身につける意欲と態度を有する学生を受け入れることをアドミッション・ポリシーとしている。そして、教育課程の編成および実施にあたっては、学生が法律学に関する高度な専門知識と研究手法を体系的に修得できるよう、理論的・実践的な両面からの指導を行うことをカリキュラム・ポリシーとしている。また、学位の授与に関しては、次の学修成果を備えているかを総合的に判断することを、ディプロマ・ポリシーとして掲げている。すなわち、①専攻分野における高度な知識または専門職業に必要な知識を有していること、②研究課題に対して適切な方法で取り組む能力を有すること、③法的問題を主体的に分析・研究する能力を備えること、④研究倫理を遵守する姿勢を有すること、の4点である。以上のような本研究科の諸ポリシーを踏まえ、今年度の出題では、受験者が法的問題を多面的に理解し、関連する法規範や判例・学説を的確に把握したうえで、自らの見解を論理的かつ説得的に構成する力を有しているかを問うことを意図した。このように、今年度の出題は、法学の知識そのものの量を単純に測ることよりも、法的問題を的確に把握し、法的思考に基づいて論理を展開する能力、および他者の見解を踏まえて自らの立場を形成する姿勢を測定することを意図したものであった。

◆解答又は解答例

解答例は複数かつ多様であり、一義的な解答例を示すことは極めて困難であるため、採点時の観点について説明することで、上記出題意図を補足する。採点に際しては、出願者の答案が単なる知識の羅列にとどまらず、法的問題の本質を的確に捉え、法的根拠に基づいた論理的な思考を展開しているかを重視した。問題文に示された設問の趣旨を正確に理解し、関連する法規範や判例・学説を適切に引用して自らの見解を整合的に論述する答案は高い評価を受ける。また、異なる見解が存在する可能性を踏まえた上で、自己の立場を明確に示す姿勢や、法的推論の一貫性・説得力も重要な評価要素となる。このように、今年度の採点に際して重視された観点は、現時点で本研究科のアドミッション・ポリシーに適う基礎的能力を有し、入学後にカリキュラム・ポリシーに基づく教育を受けることで、最終的にディプロマ・ポリシーが掲げる高度な研究能力を獲得し得る資質が答案に表現されているかであり、論理展開の過程や分析の着眼点、法的思考の柔軟さと深さも考慮して、総合的に採点を行った。

令和 8 (2026) 年度

学習院大学大学院
法学研究科 博士前期課程

一般入試問題

1 時限目

刑法

1. 解答用紙は、裏面の使用を認める。
2. 解答用紙の追加を認めない。
3. 本学備え付け六法の使用を認める。

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号		刀 ミナ 氏 名	
試 験 科 目	令和8年度 一般入試 刑 法			備 考	問 題 用 紙			採 点 欄	

問題 名誉毀損罪における真実性の誤信について論じなさい。

學習院大學大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法律学専攻	受験番号		フリガナ	
								氏名	
試験科目	令和8年度 一般入試 刑 法			備考	解 答 用 紙			採点欄	

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

(注意) ・答案は必ず提出すること。 ・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号		フリ ガナ	
								氏 名	
試 験 科 目	令和18年度 一般入試 刑 法			備 考	解 答 用 紙			採 点 欄	

5

10

15

20

25

30

令和 8（2026）年度 法学研究科 博士前期課程一般入試

試験科目：専攻科目（刑法）

◆出題の意図

今年度の法学研究科博士前期課程一般入試における専攻／選択科目試験（刑法）の出題意図は、出願者が法学研究科のアドミッション・ポリシーに示される能力と資質を既に一定程度有しているかを確認し、かつ入学後にカリキュラム・ポリシーに基づく指導を受けることで最終的にディプロマ・ポリシーが定める学修成果を修得できる潜在的能力を持つ合格者を選抜するところにあった。本研究科は、法律学に関する基礎的な学力を備え、法的問題について多様な意見や立場を理解しながら検討することができ、さらに高度な知識と研究手法を身につける意欲と態度を有する学生を受け入れることをアドミッション・ポリシーとしている。そして、教育課程の編成および実施にあたっては、学生が法律学に関する高度な専門知識と研究手法を体系的に修得できるよう、理論的・実践的な両面からの指導を行うことをカリキュラム・ポリシーとしている。また、学位の授与に関しては、次の学修成果を備えているかを総合的に判断することを、ディプロマ・ポリシーとして掲げている。すなわち、①専攻分野における高度な知識または専門職業に必要な知識を有していること、②研究課題に対して適切な方法で取り組む能力を有すること、③法的問題を主体的に分析・研究する能力を備えること、④研究倫理を遵守する姿勢を有すること、の4点である。以上のような本研究科の諸ポリシーを踏まえ、今年度の出題では、受験者が法的問題を多面的に理解し、関連する法規範や判例・学説を的確に把握したうえで、自らの見解を論理的かつ説得的に構成する力を有しているかを問うことを意図した。このように、今年度の出題は、法学の知識そのものの量を単純に測ることよりも、法的問題を的確に把握し、法的思考に基づいて論理を展開する能力、および他者の見解を踏まえて自らの立場を形成する姿勢を測定することを意図したものであった。

◆解答又は解答例

解答例は複数かつ多様であり、一義的な解答例を示すことは極めて困難であるため、採点時の観点について説明することで、上記出題意図を補足する。採点に際しては、出願者の答案が単なる知識の羅列にとどまらず、法的問題の本質を的確に捉え、法的根拠に基づいた論理的な思考を展開しているかを重視した。問題文に示された設問の趣旨を正確に理解し、関連する法規範や判例・学説を適切に引用して自らの見解を整合的に論述する答案は高い評価を受ける。また、異なる見解が存在する可能性を踏まえた上で、自己の立場を明確に示す姿勢や、法的推論の一貫性・説得力も重要な評価要素となる。このように、今年度の採点に際して重視された観点は、現時点で本研究科のアドミッション・ポリシーに適う基礎的能力を有し、入学後にカリキュラム・ポリシーに基づく教育を受けることで、最終的にディプロマ・ポリシーが掲げる高度な研究能力を獲得し得る資質が答案に表現されているかであり、論理展開の過程や分析の着眼点、法的思考の柔軟さと深さも考慮して、総合的に採点を行った。